

地方分権時代の条例と人権保障のあり方 — 憲法と条例の関係に着目して —

同志社大学政策学部教授

大 島 佳代子

本日はお招きいただきましてありがとうございます。同志社大学政策学部で憲法を担当しております大島と言います。今、木下和朗先生からご紹介がありましたが、長年「学校における子どもの人権」をテーマに研究を続けてきた私が、なぜこのようなテーマで本日報告するのかというと、一番直接的な理由は、資料にお配りしました原稿¹を新・判例解説 Watch に書いたことです。関西大学の木下智史教授より依頼され、お引き受けしたものの、後から大変だったと反省をした次第です。もう一つ真面目な話をしますと、教育の現場というのは、文科省からの通知が都道府県の教育委員会に来ます。その教育委員会から学校へ通知が下りていき、外部法ではない形で、実際には生徒の人権侵害のようなことが行われています。しかも、それを裁判で有効に争う方法がないという問題があります。このような問題関心から、人権の保障のあり方とか、実効的救済のためにはどのようにして訴訟を提起すべきかといったことを、ここ数年つらつらと考えています。その辺り、本日のご報告ともリンクするのかなと思っています。では、早速、報告したいと思います。

はじめに — 地方分権改革による条例制定権の拡大

1999年の地方分権一括法により改正された地方自治法では、地方公共団体の条例制定権は、自治事務、法定受託事務のいずれにも及び、自主条例を制定できない領域が消滅しました。このような条例制定権の拡大に伴い、法律と条例の関係の多様化、条例制定権が問題となる領域の拡大など、これまでの条例制定権をめぐる議論ではカバーされていなかった多様な問題領域が顕在化すると同時に、条例制定権の拡大は、条例の憲法適合性が直接問われる機会の増大を予測させます。当然のことながら、条例は憲法に違反してはならず、憲法が保障する権利を侵害する条例は違憲無効となります。そこで本日は、労働組合活動に関する大阪市の政策を実現するために制定された大阪市労使関係に関する条例12条の合憲性が問題となったケースを素材に条例と人権保障のあり方について検討したいと思います。

¹ 大島佳代子「大阪市労使関係に関する条例12条の合憲性」新・判例解説 Watch Vol.17 23頁。同「地方分権時代の条例と人権保障のあり方 — 大阪市労使関係条例12条を素材として —」同志社大学大学院総合政策科学研究科編『総合政策科学の現在』所収（晃洋書房・2016年）250頁参照。

1 「条例」をめぐる従来の憲法学の議論²

日本国憲法の中で条例という文言が使われているのは第94条のみです。同条は「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権限を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定しています。同条が条例制定権に「法律の範囲内」という要件を課していることから、従来、憲法と条例をめぐる議論の中心的関心は、条例制定権の範囲と限界にあったと言ってよいかと思えます。そこでの議論は主に2点です。1点目は、当該条例が憲法94条の法律の範囲内か否かです。2点目は、いわゆる法律留保事項を条例で規制できるか否かです³。具体的には、財産権を条例で制限できるのかとか、条例で課税できるか、条例で罰則を設けることができるか、という問題です。今日は時間の都合上、②の論点は省略いたしまして、①の論点を中心に報告したいと思います。

先程の南川和宣先生のご報告にも出てきましたが、憲法と条例の問題を検討する際に、憲法学においても避けては通れない判例がございます。徳島市公安条例事件最高裁判決⁴です。本判決の意義は、条例が法律の範囲内か否かを判断する基準を定式化したことにあるとされます⁵。南川先生のご報告と重複しますが、本判決は以下のように説示しています。つまり「条例が国の法令に違反するかどうかは、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない」(下線は大島が付す)。続いて、「例えば」という形で、法律に規制に関する明文規定がないとき、それが規制を施すことなく放置すべき趣旨であると解されるときには、条例で規制することは許されない、法令と条例とが併存する場合でも、条例が法律とは別の目的で規定され、法律の目的と効果をなんら阻害することがないときや、両者が同一の目的であっても、法律が全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解される時には、条例の制定が認められると判示しています。下線部の部分が、本判決が示した一般論と解されます。この判決で問題となっているのは並行条例⁶といえますが、それと関連して「例えば」以下の説示部分において次のような3類型を示したものと整理することが可能かと思えます。

² さしあたり、渋谷秀樹『憲法〔第3版〕』(有斐閣・2017年)758頁以下、同「憲法と条例—人権保障と地方自治」北村喜宣・山口道昭・出石稔・磯崎初仁『自治体政策法務』(有斐閣・2011年)334頁以下参照。

³ 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅱ〔第5版〕』(有斐閣・2012年)383~385頁(中村執筆)。

⁴ 最大判昭50・9・10、刑集29巻8号489頁。

⁵ 木村草太「公安条例の明確性」『憲法判例百選Ⅰ〔第6版〕』(有斐閣・2013)187頁参照。

⁶ 岩橋健定は、条例が法律の定める要件との関係において有する位置付けについて意識すべきとの立場から、「書き換え条例(法律上の要件の条例による変更)」「具体化条例(法律上の要件の条例による具体化)」「並行条例(法律上の制度と条例上の制度の競合・重複)」の3類型を提唱した。岩橋健定「分権時代の条例制定権—現状と課題」北村喜宣・山口道昭・出石稔・磯崎初仁『自治体政策法務』(有斐閣・2011年)354頁、同「条例制定権の限界—領域先占論から規範抵触論へ」塩野宏先生古稀記念『行政法の発展と変革(下)』(有斐閣・2001年)360頁。

- (1) 法律なし→放置すべき趣旨→条例制定不可
- (2) 法律あり
→法律とは別目的で、条例が法律の目的・効果を阻害しない→条例制定可
- (3) 法律あり
→目的が同一でも、全国的に同一の規制を施す趣旨ではない→条例制定可

徳島市公安条例事件の最判が出る以前の通説は、法律がある事項を明示的、黙示的に国の事務とした場合には、同一事項について条例を定めることは許されないとする、いわゆる法律先占論を採用していました⁷。しかし、この考え方は公害防止条例の合憲性が議論されるなかで修正されていきます⁸。そうして、公害規制の「上乗せ条例」や「横出し条例」の合憲性＝合法性は「公害規制が住民の生存権という重要な人権の保障を目的とし、規制対象が営業の自由という経済的自由権にかかわるものであること、公害規制に関する国の法令は全国的な規制基準たるナショナル・ミニマムを定めたものであることから」、多くの学説によって認められるようになっていきます⁹。このように学説が条例制定権の範囲を拡大していったように、徳島市公安条例事件最判を契機に判例にも同様の傾向がみられるようになりました¹⁰。

ただ、ここで注意しなくてはならないのは、公害防止条例や公安条例が問題とされていた時期の議論は、条例が定める規制基準・規制対象・手続などが法律の定めるものより重くなるという現象に注目し、条例が問題となる法律に対してどのような関係に立つのかはあまり意識されていませんでした¹¹。これには、留意が必要だと思います。第一次地方分権改革後、議論の対象とされる条例の類型が拡大し、条例と法律との関係について、より正確に把握すべきことが認識されるようになりました。近年の行政法学においては、条例と法律の関係の類型ごとの条例制定権の範囲の解釈論が展開されているところです（南川先生のご報告によれば、最近停滞しているというお話でしたが…）。翻って、憲法学の議論状況を見てみると、条例と法律の関係の類型を意識した解釈論という視点に欠けているように思われます。

⁷ 高田敏「条例論」雄川一郎・塩野宏・園部逸夫編『現代行政法大系(8)』（有斐閣・1984年）203頁。

⁸ 成田頼明は、法律の先占の範囲は「当該法令が条例による規制を明らかに認めていないと解される場合に限られるべき」と主張している（成田頼明「法律と条例」清宮四郎・佐藤功『憲法講座 第4巻』（有斐閣・1964年）215頁）。これによれば、法律と同一の対象に対し法律とは別の目的でより重い基準を付加する条例（上乗せ条例の一種）や法律と同一の目的の下で法律が規制の対象としていない事項を規制する条例（横出し条例の一種）は、適法とされる（同上214～215頁、木村・前掲註(5)187頁参照）。

⁹ 中村・前掲註(3)387頁。

¹⁰ たとえば、飯盛町旅館建築規制条例事件（福岡高判昭58・3・7判例時報1083号58頁）において、福岡高裁は、各地方公共団体が条例により旅館業法より強度の規制をすることを排斥する趣旨までを含んでいると直ちに解することは困難であると判示し、条例による「上乗せ」を認めている。もっとも、本件では、規制手段が比例原則に反するとして違法とされた。

¹¹ 岩橋「分権時代の条例制定権」前掲註(6)354頁。

2 学校使用不許可処分に関する損害賠償請求事件

そこで本日は、大阪市労使関係に関する条例12条の合憲性が争われた事案を素材に、条例と法律の関係の類型を意識した憲法解釈論を試みたいと思っております。

本件事実の概要は、大阪市教職員組合が教育研究集会の会場として市立小学校の学校施設の目的外使用許可申請をしたところ、大阪市労使関係に関する条例12条を理由に校長から不許可処分を受け、市教組が市に対して不許可処分の無効確認と国家賠償法に基づく損害賠償を求めて出訴したというものです。

これに対しまして、大阪地裁判決¹²と大阪高裁判決¹³が出ております。大阪地判は無効確認請求については訴えの利益がないとして却下しましたが、損害賠償請求については「本件条例12条は、少なくとも同条例が適用されなければ違法とされる被告の処分（便宜供与の不許可処分）を適法化するために適用される限りにおいて、職員団体の団結権等を違法に侵害するものとして憲法28条に違反して無効というべき」とし、校長が裁量権を逸脱、濫用した違法な処分を行ったとして、請求の一部を認容しております。これに対しまして、控訴審は、「労働組合等に対し便宜供与をしないことが直ちに憲法28条の定める団結権等を侵害するものとはいえない」とした上で、「本件不許可処分は、本件条例12条の存在のみを考慮することによってなされており、……裁量権行使の判断要素の選択に合理性を欠」き、裁量権の逸脱又は濫用に当たり違法であるとしながらも、校長の国賠法上の違法及び過失は認めることができないと判示しました。

3 大阪市労使関係に関する条例12条の合憲性

次に大阪市労使関係に関する条例12条の合憲性を具体的に検討したいと思います。

(1) 憲法28条との関係

まず、本件条例の憲法28条適合性について、大阪地裁は「使用者が労働組合等に対し便宜供与を与えるか否かは、基本的に使用者の自由な判断に委ねられるべき問題であるが、地方公共団体の職員が結成した職員団体には憲法28条の定める団結権等が保障され、それを違法に侵害してはならないのであるから、本件条例12条が、憲法28条に違反すると評価される場合には無効となる」と述べています。その上で、本件条例の制定過程に照らして、市長が労働組合等に対する便宜供与を一律に禁止した本件条例を制定することにより、職員の団結権等を侵害する意図を有していたとみざるを得ず、教職員組合が、他の団体と比べて学校施設の利用に関して不利益を受けていることは否定できず、これらを「総合考慮すると、本件条例12条は、少なくとも同条例が適用されなければ違法とされる被告の処分を適法化するために適用される限りにおいて、職員団体の団結権等を違法に侵害するものとして憲法28条に違反して無効というべき」と結論づけました。

¹² 大阪地判平26・11・26判例時報2259号114頁。

¹³ 大阪高判平27・10・13判例時報2296号30頁。

これに対して、控訴審判決は「被控訴人は、本件条例12条は、労働組合等に対する便宜供与を一律に禁止するものであるから、憲法28条により保障された団結権等を侵害すると主張する。しかし、本件条例12条が労働組合等に対する便宜供与を一律に禁止する趣旨とは解せられない」し、「また、労働組合等が使用者から便宜の供与を受けることが憲法28条の保障する団結権等に内在ないし派生する権利であると解することはできないから、労働組合等に対し便宜供与をしないとすることが直ちに憲法28条の定める団結権等を侵害するとはいえない」と判示しました。

大阪市労使関係に関する条例の12条は「労働組合等の組合活動に関する便宜の供与は、行わないものとする」と規定しています。原告（被控訴人）は一貫して、本件条例12条が労働組合等に対する便宜供与を一律に禁止するものであるから、憲法28条により保障された団結権及び団体行動権を侵害すると主張しています。ただ、本件条例と憲法28条適合性との関係では、便宜供与を受ける権利が憲法28条によって保障されているか否かは問題ではありません。憲法28条を根拠に労働組合が便宜供与を請求できる権利を持たないことは通説です¹⁴。この点で、これを否定している控訴審判決が妥当と考えられます。もっとも、これまで受けてきた便宜供与の廃止については、便宜供与の請求の場合と異なると考えることも可能です。実際、労働法の西谷敏教授はそのような立場を主張されております¹⁵。いずれにせよ、ここでは、便宜供与が一律に禁止されることにより組合活動の自由¹⁶が制限されることの合憲性が28条との関係で問題となっていると解することができます。本件条例12条によって便宜供与が一律に禁止されているか否かについては、地裁と高裁で判断が分かれています。地裁は、学校施設の利用に関しては、本件条例12条は便宜供与を一律に禁止すると判断していますが、高裁は、一律に禁止する趣旨とは解せられないと述べています。私見としましては、条例制定の経緯や関係法令の関係も合わせて考えれば、学校施設の利用については、本件条例12条は便宜供与を一律に禁止すると限定的に解釈した上で適用違憲と判断した地裁判決が妥当なのではないかと考えております。

(2) 憲法94条との関係

次に、憲法94条との関係ですが、本件条例12条と法律との関係、類型を意識した解釈論を試みたいと思います。

まず、本件条例12条が法令との関係でどのように位置づけられるかを具体的に見てみます。地方

¹⁴ 菅野和夫『労働法〔第11版補正版〕』（弘文堂・2017年）811頁、西谷敏『労働法〔第2版〕』（日本評論社・2013年）554頁参照。

¹⁵ 西谷・同上555頁。

¹⁶ 労働組合の行う諸活動のうち、団体交渉と争議行為を除いたものが組合活動であるが、それらは①日常的な組織運営のための活動、②組合員その他に対する情報宣伝活動、③闘争的活動に大別される。組合活動の労働基本権上の根拠については見解が分かれているが、いずれにせよ憲法28条によって保障されているとよい（同上598頁参照）。

自治法238条の4の第7項は「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と定め、学校教育法137条は「学校教育上支障のない限り……学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる」と規定しています。学校施設の確保に関する政令1条は「この政令は、学校施設が学校教育の目的以外の目的に使用されることを防止し、もつて学校教育に必要な施設を確保することを目的とする」と定め、学校施設が学校教育の目的以外の目的に使用されることを防止しておりますが、同政令3条1項2号が「管理者又は学校の長の同意を得て使用する場合」に目的外使用の禁止を除外しています。このように学校施設の目的外使用に関する法令を見てみると、その許可を管理者の裁量に委ねていると言えるかと思えます。他方、本件条例は「適切かつ健全な労使関係の確保を図り、もって市政に対する市民の信頼を確保すること」(1条)を目的とし、12条で「労働組合等の組合活動に関する便宜の供与は、行わないものとする」と定めています。さらに、この条例の施行を受けて、大阪市教育委員会は学校施設の目的外使用許可申請に対する処分にかかる審査基準を改正し、自治法の定める行政財産の目的外使用の許可についても、労働組合に対しては許可しないと基準を改正しております。また、「大阪市労使関係に関する条例等の施行について」という平成24年8月に大阪市の教育委員会から市立校長宛に発出された通知がありますが、その通知の中では、条例施行日以降は労働組合等への便宜供与は行わないことになるので、会議室や教室等の施設を労働組合活動のために使用することはできませんという風に書かれています。つまり、行政財産である学校の目的外使用の許可は法令上管理者の裁量に委ねられているところ、本件条例の制定経緯や、条例の行政解釈基準などを考慮すると、本件条例12条は労働組合等の使用を一切禁ずるものとみなすことができると思えます。したがって、条例の類型としては、法令の定める基準を補正する条例と見ることはできないのではないかと思います。

この点で、本件条例は、国の法令とは別に独自に定められた条例の法律適合性が争われた徳島市公安条例事件とは条例と法律の関係性が異なると言えます。徳島市公安条例事件では、特定事項の規制に対して条例と法律が併存する並行条例が問題になっています。したがって、本件条例12条が法律の範囲内として認められるか否かを徳島市公安条例事件最判の3類型論(33頁の図を参照)に基づいて検討するのは、解釈論としては誤っているのではないかと思います。徳島市公安条例事件最判が提示した一般論の部分は(32頁下線部)、枠組み法たる地方税法¹⁷⁾に地方税条例が違反するかどうか問われた神奈川県臨時特例企業税事件の最判¹⁸⁾も引用しているところですが、本件条例12条のような法令の定める要件・基準を補正する条例に適用される徳島市公安条例最判の判断枠組みは一般論の部分のみと考えるのが妥当かと思えます。

本件のように法令の定める要件等を補正する条例が法律の範囲内と言えるか否かに関しては、行政法学においては、法令の定める要件・基準は原則として標準に過ぎないとして広く補正を認める

¹⁷⁾ 人見剛「法定外税条例の地方税法適合性 — 神奈川県臨時特例企業税条例事件 —」法学教室395号46頁。

¹⁸⁾ 最判平25・3・21民集67巻3号438頁。

説¹⁹、第一次分権改革後は法律の定める裁量は自治体に与えられているものと解され、法律の意味や許可基準を条例で定めることが許されるという説²⁰などがあります。法律の定める実体要件については、法律に明文がある場合にその限度でのみ変更可能とする説が学説上も実務上も広く受け入れられている²¹と理解しております。

そうしますと、法令は裁量を認めているにもかかわらず、本件条例12条が校長の裁量を事実上認めていないことが法律の範囲内として是認されるか否かについては見解の分かれるところかなと思っております。地方自治法238条の4の第7項には「その用途又は目的を妨げない限度において」という実体要件が書かれ、学校教育法137条には「学校教育上支障のない限り」であるとか、「社会教育その他公共のために」という要件が書かれています。両方の条項とも文末を見ると、「許可することができる」、「利用させることができる」と規定しており、裁量を認めていると読むことができる訳です。それと比較して、大阪市労使関係に関する条例12条を見てみますと、「便宜の供与は、行わないものとする」となっております。確かに法形式上は「行わないものとする」という書きぶりは、「行うことができない」という禁止の規定にはなっていないので、裁量を認めていると理解することもできそうです。けれども、先程も申し上げましたように、本件条例の制定経緯、本件条例の行政解釈を示している通知、目的外使用許可申請に対する処分にかかる審査基準などを見ると、実態としては、一律禁止となっており、裁量権を否定していると判断・評価することができるのではないかと思います。徳島市公安条例事件最判の一般論に照らして考えてみると、主に効果の部分で、法律が裁量を認めているのに、条例が裁量を認めず、「組合に関しては学校を貸しません」、「目的外使用を認めません」と一律禁止の効果を持つとして、本件条例は法律の範囲を超えて憲法94条に違反すると言ってもよいのではないかと考えております。

4 条例の憲法適合性の争い方

(1) 仮の義務付けの申し立て

最後に条例の合憲性を争う場合にどのような争い方があるのかについて若干検討したいと思えます。本件の原告は、提訴時に本件不許可処分の取消しと使用許可処分の義務付けを求めていたのですが、後に使用許可処分の義務付け請求を損害賠償請求へ、不許可処分の取消しを無効確認請求へと変更しております。従来、本件のようなケースは、不利益処分に対する取消訴訟や無効確認の訴えを提起しても、集会期日までに確定判決を受けるのは困難な上、期日の経過により訴えの利益が

¹⁹ 櫻井敬子「自治事務に対する法令の制約について―開発許可を素材として」自治研究77巻5号（2001年）67～68頁、斎藤誠「分権時代における自治体の課題と展望（上）―条例論を中心に」ジュリスト1214号（2001年）23頁、北村喜宣『分権改革と条例』（弘文堂・2004年）64～65頁など。

²⁰ 阿部泰隆『政策法学講座』（第一法規・2003年289～290頁）。

²¹ 岩橋「条例制定権の限界」前掲誌（6）361頁、小早川光郎「基準・法律・条例」塩野宏先生古稀記念『行政法の発展と変革（下）』（有斐閣・2001年）388～394頁など。

失われることから、実質的な救済はなかなか難しい、救済のできないケースでした²²。けれども、2004年（平成16年）の行政事件訴訟法の改正により、仮の義務付けの申立てを行うことで、本件類似のケースに実効的救済を得ることが可能となりました。2007年に岡山地裁は、朝鮮民族社会の連携・朝日友好親善を目的として歌劇団の公演を行うべく市の公の施設の使用申請をしたところ不許可処分を受けた者がした当該施設の使用許可を求める仮の義務付けの申立てを認容しております²³。行訴法37条の5第1項が仮の義務付けの要件とする「償うことのできない損害」とは、事後的な金銭賠償が不可能な場合はもちろん、金銭賠償によってのみ損害を甘受させることが社会通念に照らして著しく不合理と認められる場合も含まれると解されております²⁴。特定の日時の経過に伴い、訴えの利益が消滅する本件のようなケースは、まさにこの典型例と言える²⁵のではないかと思います。さらに、本件教研集会のような毎年の恒例集会にとっては、実効的救済という点からも仮の義務付けの活用が期待されるのではないかと思います。

(2) 損害賠償請求訴訟

次に、国賠請求など損害賠償請求ですが、本件におきましては、不許可処分を行った両校長の行為の国家賠償法上の違法性が問題とされております。両校長が処分を行うにあたり依拠した本件条例12条が独立した適法化事由とならず、本件処分が裁量権を逸脱、濫用する違法なものであったとしても、そのことから直ちに本件条例12条に従い不許可処分をした両校長らの行為が国賠法上違法と評価される訳ではありません。地裁判決は、両校長には「不許可処分とすることが原告の団結権等を侵害するものではなく適法であるといえるか否かについて、慎重な検討を行うべき職務上の注意義務があった」と判示しました。そして、市長が職員の団結権等を侵害する意図をもって本件条例を制定した経緯をマスコミ等の報道で容易に知り得たとして、両校長が不許可処分をした行為の違法性を認めております。しかし、労働組合の活動のために使用許可することはできませんという通知を受けた校長としては許可できないとなるのが人情かなと考えますと、条例及び通知に基づいて不許可処分を行った両校長の違法性または過失を認定するのは困難ではないかと思われるます。

この場合には、職員の団結権等を侵害する意図をもって本件条例を制定した条例制定権者の責任を問う方策が検討されるべきではないかと思っております。この点、国立市がマンション建設計画を妨害する意図で建設物の高さを制限する条例を制定したことの違法性を認めて、市の損害賠償責任

²² 皇居前広場事件、最大判昭28・12・23民集7巻13号1561頁参照。

²³ 岡山地決平19・10・15判例時報1994号26頁。

²⁴ 南博方・高橋滋『条解 行政事件訴訟法〔第3版補正版〕』（弘文堂・2009年）676頁（永谷典雄執筆）、宇賀克也『行政法概説Ⅱ 行政救済法』（有斐閣・2015年）349頁。

²⁵ 興津征雄「『公の施設』使用許可に関する仮の義務付け」『平成20年度重要判例解説』（有斐閣・2009年）57頁。

を認めたケース²⁶がございます。もっとも控訴審²⁷は、高層マンションの建築を阻止しようと市が行った事前の行為の違法性は認めましたが、条例制定自体を違法とすることはできないとしております。また、国分寺市の条例改正がパチンコ店の出店を阻止する目的であったとして、出店できなくなったことに対する市の損害賠償責任を認めたケース²⁸もあります。これらのケースは、損害賠償訴訟が条例制定行為の違法性を問う手段として一定の範囲で有効であることを示すものと言えるかと思えます。ただ、違法な条例を制定した責任を正面から損害賠償で争う方法が最適な手段かどうかは悩ましいところです。

むすびにかえて

以上見てきたように、条例の合憲性は2つの局面で問題とされるかと思えます。1つ目は条例が憲法の保障する人権を侵害するとして、その憲法適合性が問われる場面です。

2つ目は条例が「法律の範囲内」を超えて制定された場合に憲法94条に違反するとされる場合です。前者については、従来、憲法適合性が争われてきた条例の多くは憲法21条の表現の自由を制限するものでありました²⁹。けれども、これまで最高裁は条例自体を違憲と判断したことはありません。他方、後者については、専ら問題となっている条例と法律の関係において法律の範囲を超えたか否かが主たる論点で、条例が憲法94条に反するか否かと言うことの意味に関心があまり寄せられなかったのではないかと思います。条例と法律の関係の類型を意識した憲法解釈論を展開する必要があるということと、憲法94条に反するという意味の検討などを含めて、これらが憲法学に課された宿題ではないかという問題提起をして、本日の報告を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

(了)

²⁶ 東京地判平14・2・14判例時報1808号31頁。

²⁷ 東京高判平17・12・19判例時報1927号27頁。

²⁸ 東京地判平25・7・19判例地方自治386号46頁。

²⁹ 渋谷「憲法と条例」前掲註(2)346～351頁参照。